

全国生活保護裁判連絡会第8回総会・交流会の お礼とご報告

生保裁判連 ニュース

第十九号 二〇〇二年十二月発行
 ○発行 全国生活保護裁判連絡会
 ○事務局 竹下法律事務所
 (〇七五―二四一―二三四四)

1995年に京都で第1回(設立)総会を開催し、数えて第8回目の総会・交流会を北陸路の森の都金沢市で開催することができました。金沢市社会保障推進協議会及び金沢大学関係者の方々を中心とする地元の皆さんの全面的なご支援、ご協力によって、金沢市の石川県文教会館に全国から110人の参加を得て当初の目的を達することができました。

午前中はまず現在最高裁に係属中の金沢高訴訟を紹介していただき、ついで特別報告として本年2月28日に最高裁において逆転勝訴した児童扶養手当不支給処分取消訴訟と3月22日に大阪地裁で勝訴した佐藤生保訴訟の勝利報告を担当弁護士から受けました。昼食の後、午後からは3つの分科会に分かれ、各分科会ともやや盛りだくさんのテーマで討議・意見交換を行いました。どの分科会も充実した報告と活発な意見交換がなされ、時間不足のため多少消化不良で終わった点はいつもながら反省点として残りました。

私たちは8回にわたる総会・交流会を開催地の運動ないし事件と結びつけながらテーマを設定するとともに、全国的な取組や裁判の流れを踏まえた内容で組み立ててきました。今年は金沢地裁及び名古屋高裁金沢支部で画期的な勝訴判決を勝ち取り、国が上告したため現在最高裁において継続中の金沢高訴訟を総会の冒頭で紹介してもらいました。

高真司さん本人と弁護団の代表である奥村回弁護士の対談形式で、高さんの訴訟に対する思いや日常生活を紹介していただきました。奥村弁護士のインタビューで巧みな(あるいはユーモラスな)高さんに対する質問は、半ば漫才風の部分もあり、肩肘を張らずに高さんの思いを参加者に伝えることができました。寝返りすら打てない高さんが、ボランティアの援助によってようやくアパートでの生活が成り立っている現状を踏まえれば、高さんが月額2万円の共済年金を介護費に使えないという福祉事務所の処分に怒りを感じ、今日まで闘ってきた思いが高さんと奥村弁護士の個性とともに私たちによく伝わってきました。生保裁判連は、金沢高訴訟が最高裁において近々判決を迎えるであろうことをにらみ、同じく最高裁に係属中の学資保険訴訟(中嶋訴訟)とともに最重要課題として位置づけています。この総会・交流会で取り組んだことが次の取組につながり、発展することを私たちは強く望んでおります。第9回総会・交流会において、金沢高訴訟と福岡学資保険訴訟の最高裁勝利報告ができることを願っています。そして、各地で取り組まれているホームレス関係の争訟や福井県今立町、倉敷市及び京都市で相次いで発生した餓死事件などとも連携し、闘いを継続するつもりです。

最後に、金沢大会が地元の皆様のご協力で成功裡に終わったことを重ねてお礼申し上げ、報告とさせていただきます。(事務局長 竹下義樹)



野宿者に救済金支給・居宅保護の道開く

佐藤訴訟勝訴報告

弁護士 江村智禎

(1) 事案の概要

高齢のため仕事ができず野宿を強いられ、過去2度の施設入所で難聴のため入所者や職員とのコミュニケーションに支障があった佐藤邦男さんは、アパートでの生活保護を求めましたが、大阪市立更生相談所は、何の調査もせずに施設への收容保護決定を行った。佐藤さんはこの処分取消を求めて提訴、今年3月22日大阪地裁は佐藤さんの訴えを認め、この收容保護決定は違法であるとして取消を命じた。

(2) 野宿生活者に対する生活保護の運用と本訴訟の意義

野宿生活者に対する生活保護の運用については、①住所がないことを理由に保護しない、②稼働能力があること(65歳未満)を理由に保護しない、③施設入所か入院中しか保護しない、などの違法な運用がまかり通っていたが、①②については国も是正の指示を出さざるを得なくなっている。③については路上からの保護はまず施設入所から、と指示されている。佐藤訴訟は、③の收容保護主義の違法性を問うものである。

(3) 收容保護主義の問題点

本来、生活保護は居宅保護を原則し、收容保護は例外である(30条)。地域社会での在宅生活が自立助長の目的を達成するのにふさわしいためである。しかし、現実には收容保護が原則化している。そのため、ホームレスの急増により過剰收容など劣悪な環境での集団生活を強制される。また、收容中しか保護しないという運用は、退所や退院によって即保護廃止という運用を生み、野宿生活への逆戻りという過酷な結果をもたらす。

(4) 本判決の意義①

野宿からの居宅保護を認める
居宅保護を原則とする法30条
の意義に照らすと要保護者が現に
住居を有しない場合であっても、
そのことよって直ちに居宅保護
ができないと解することはできな
いとして居宅保護への道を開いた。
判決は、野宿者への保護開始に
当って、本人の希望、身体面・精神
面の状況、施設内容、住宅確保の
可能性などを考慮すべきとし、個
別事情に応じて居宅保護の可能性
を認めるとともに、その場合の敷
金支給も認めた。

(5) 本判決の意義②

退院・退所即保護廃止の是正
退所などにあたっては、福祉事
務所は①保護の変更・廃止など被
保護者の状況の変化があったとき
は速やかに連絡するよう更生施設
を指導すること、②連絡があった
ときは、被保護者に直接面接する
などして、被保護者が真に保護辞
退の意思を有しているかどうか、
保護廃止した場合に急迫した状況
に陥るおそれがないかどうか調査
し、その結果に基づいて保護廃止
を決定すべきとした。

本判決は、現場の違法な行政運
用を正面から否定するものであり、
重大な意義がある。残念ながら、大
阪市と国が控訴したため、舞台は
高裁に移された。野宿生活者が人
として尊重され人間らしい処遇を

受けるためには本訴訟の意義はき
わめて大きいと思う。ともに勝利
をめざして頑張っていきたい。

「当たり前の事を当たり前 前に」「国際的なしべ で人権保障を考えなければ ならない」～児童扶養 手当訴訟報告～

弁護士 三重利典

この京都訴訟の概要としては、
未婚のまま子供を出産した女性が
国から支給される児童扶養手当を
受けて、女手一つで子供を育てて
いた。支給と並行して女性は子供
の父親に認知を求めていたが、拒
否されつづけ、ようやくのことで
認知を受ける事ができたがその途
端、児童扶養手当の支給がストッ
プしてしまった。子の認知が離婚
による場合ならば養育費が支払わ
れていても児童扶養手当はそのま
ま継続されるが、それが婚外子な
らば支給が止められるという不合
理で差別的な扱いについて、京都
府知事を相手に児童扶養手当支給
停止の取消しを求める裁判を起こ
した。

第1審において京都地方裁判所
はまず、児童扶養手当法の趣旨や
目的、各規定の文言並びに法制定
時の国会答弁や付帯決議等を分析
し児童扶養手当法は婚外子の児童
すべてに対し出生時に受給資格を

与えているとした上で、施行令
が認知の時から受給資格を否定
しているのは、同法による施行
令への委任の範囲を超えており、
違法無効と判示した。

ここで画期的なことと思われる
のは、国際人権規約(自由権)
26条、子どもの権利条約等に
違反する旨を主張し、意見書を
出したことが国際的流れをも考
慮させたという点で大きな効果
があったということである。国
際人権規約は、ブリークス対オ
ランダ事件(失業保険において
女性には稼ぎ手である事を証明
しなければならぬ不合理な手
続き)やチフラ対モーリシャス
事件(外国人の夫に対して入国
の際に厳しい審査を設ける)と
いった事件で進化されており、
平等原則に違反するに對する国
際人権規約の解釈論を展開した
ことが、勝訴に大きく影響して
いると考えられる。

第1審判決を受けて京都府知
事はその判決を受け入ようと試
みたが、当時の厚生省は控訴を
強要した。控訴審の大阪高等裁
判所では「社会保障制度の立法・
政令は広い裁量に委ねられる」
「認知により法律上の父に扶養請
求ができるようになり、生活環
境の好転があったと評価できる」
などと判示し、裁量の問題であ
るとして、母子家庭がおかれて

いる社会的事情をまったく無視
した理屈で第1審判決を覆した。

これに対し最高裁では「法4
条1項各号は、類型的にみて世
帯の生計維持者としての父によ
る現実の扶養が期待できない、
児童の母と婚外関係にあるよう
な父が存在しない状態、あるい
は児童の扶養の観点からこれと
同視することができる状態にあ
る児童を支給対象児童と定めて
いるものと解される。」と述べ、
原則的な解釈を示した。その上
で、「父から認知された婚姻外懐
胎児童を除外することは、法の
委任の趣旨に反するものといわ
ざるを得ない。」と判示し控訴審
判決を破棄して原告の逆転勝訴
を言い渡した。裁量の幅が広い
と言われる社会保障立法の分野
において実質的に平等原則違反
を認めた最高裁判決はこれまで
にないと思われ、この判決は画
期的な意義を有するものである。

また、前の総会の補足として、弁護士
の奥村回さんから、高訴訟について最高
裁に對してどのような活動を行って
いるのかという報告がありました。これから
どのように活動を展開していくかにつ
いての議論では、最高裁にいくことで地元
では見えにくくなってしまいが、様々な
ネットワークを活かしながら署名運動や
カンパなどを地道に進めていくべき、ま
た、原告本人の声や生き様を前面に押し
出し、そこから支援運動を広げていくべ



各分科会報告

中島・高訴訟など生活保護裁判 について活発に論議

第1分科会 生活保護争訟の現 状と課題

第1分科会では、生活保護に関して3つ
のテーマで報告が行われました。

(1) 最高裁でどうたたかうか(中島訴
訟・高訴訟)

中島訴訟原告弁護士事務局長の、平田
広志さんから、中島学資保険訴訟に関し
て報告がありました。どのような状況
で、またどのような思いで、中島さん夫
妻が子供のために学資保険をかけていた
か、そして、一審敗訴、二審勝訴とい
うこれまでの訴訟の流れ、最高裁で係属さ
れている現在の状況などが説明されまし
た。現在、最高裁ではいつ判決がでも
おかしくない状況ですが、最高裁も含
め、裁判所は行政の方ばかり見るのでは
なく、裁判官の真の独立を達成して公平
な裁判をしてほしい、とのことでした。

また、前の総会の補足として、弁護士
の奥村回さんから、高訴訟について最高
裁に對してどのような活動を行って
いるのかという報告がありました。これから
どのように活動を展開していくかにつ
いての議論では、最高裁にいくことで地元
では見えにくくなってしまいが、様々な
ネットワークを活かしながら署名運動や
カンパなどを地道に進めていくべき、ま
た、原告本人の声や生き様を前面に押し
出し、そこから支援運動を広げていくべ

きといった提案がなされました。

(2) 住む権利と生活保護(札幌・北川訴訟)

札幌法律事務所 猪狩康代弁護士
事実の概要として、生活保護を受けていた北川さんは札幌市白石区に、ケースワーカーのアドバイスもあって、転居先家賃実額より低い、基準家賃の申告をしたと指摘され、このことが法78条の不実の申請による不正受給にあたることとされ、転居時に支払った費用を返還するようにと請求を受けています。この訴訟の問題点として、審査請求の提訴の期間が経過しているとされた点が争いになっていくこと、そして、生活保護費の使い方を制限したり、信義誠実の原則を無視したりするような行政側の対応を挙げ、人間らしく生きることが否定する行政のやり方が問われています。また、厚労省や自治体が家賃を決めること自体妥当ではなく、本来は実費でいくべきではないのかという意見も出されました。現在、弁護士も強化し(竹下義樹弁護士も加入)、被告側も訟務検事など国が全面的に関与してきており、負けられない裁判になっています。

われました。報告では、相談内容の分析結果から、寄せられる相談の特徴や、これらの相談から見えてきたものなどを、具体的事例を挙げながら説明されました。相談から見えてきたものとして、行政側の広報不足・捕捉努力不足、市民の意識とみずれた過度の補正性の強調、法律を無視した違法・不当なケースワーカーの指示、「水際作戦」による申請不受理、意外と多い扶養照会に対する相談、などが挙げられました。

その後、各地の現場の報告があり、福祉の現場は今、たいへん荒廃しているという状況がうかがえました。特に、生活保護に関する知識不足の、一部のケースワーカーに対しては、それを変えさせる運動として、自治体に働きかけと研修を受けたケースワーカーを配置する体制を整えさせる、といった提案もなされました。最後に、新潟での審査請求についての報告もされ、全体として現在の生活保護争訟について活発に議論できました。

ホームレス新法 生

活保護法しっかり結びつ

けホームレスの人権保障を進めよう!

第二分科会 野宿者

(3) メール相談に見る生活保護行政の問題点 京都市役所 林直久
2000年9月からメール相談を始めた、2002年8月までに寄せられた78件の相談をもとに報告が行

(ホームレス)をめぐる争訟と新法について

(1) 医療機関からみた金沢におけるホームレスの状況 城北病院 医療ソーシャルワーカー 伍賀道子

まず、金沢市においてはホームレスの実態把握はできていないのが現状であり、支援する会等もないとのことでした。次に金沢市はホームレスに対してどのような保護をしているかを見るために、金沢の生活保護情勢についての統計を用いた説明がありました。それによれば、ホームレスの増加を推測できることと、最後に、城北病院におけるホームレスの受診統計から、年齢や生活状況等詳細に報告されました。その中で、退院時に生活保護関係施設が満床であるため社会的入院が発生させてしまったり、保証人が見つからないためにアパートの賃貸契約ができなかったりして、社会復帰には障壁が多いことを説明されました。総じて、ホームレスの増加への対応について、病院側でも行政側でも真剣に考えなければならぬとのことでした。

ホームレス新法 生

(2) 佐藤訴訟について
弁護士 江村智禎

特別報告に二つのことを付け加えられました。一つは、佐藤さんが過去2回施設を退所した時の生活保護廃止は「辞退」であり問題がないと裁判所が判断したこと。もう一つは、損害賠償が認められなかったことです。そして、控訴審では、被告大阪市立更生相談所長は、佐藤さんには実際に居室準備がなかったのだから、保護廃止の判断は結果的には間違っていないかと主張しており、中央官庁の考えは全く変わっていないとのことでした。そのような考えは人間に対しての不信感や差別、とりあえず排除しようという意識からくるものであり、人間としてとても恐ろしいものだ、と危惧されて結ばれました。

(3) 浜松事件

静岡大学 笹沼弘志

浜松事件とは、元ホームレスであった三名の保護受給者に、浜松市福祉事務所が就労開始指示に従わなかったとして行った生活保護廃止処分の取り消しを求めて争っているものです。第一次審査請求では、保護廃止処分決定通知書において付記理由の不備があったため、保護廃止処分が取り消された。にもかかわらず、その裁決からすぐに改めて保護廃止処分通知書が再発行されたので、再度審査請求を行っています。これに対し、処分庁は二度目の通知書は新

たな決定に基づいての新たな通知であると弁明していますが、反論になっていないとのことでした。最後に、保護実施機関がホームレスに対して、早急にフルタイムの仕事につけなどと無謀な指示を出したり、違法な理由で生活保護を廃止したりする行為の背景には、いずれもホームレスへの差別や偏見がある。しかし、そういうものを無くし、人々が社会で幸福追求するための支援(本件では、まずは就労のための助言や援助)を行っていく姿勢こそ大切だと強調されました。

(4) ホームレス自立支援法について

笹沼弘志

同法制定の背景や同法の解釈基準と位置を説明され、生活保護法との関連では、ホームレス自立支援法を生活保護行政の限界を突破するためのものとして活用していくべきであるとのことでした。また、ホームレス自立支援法案が法として成立した今、学者としては、人権保障に結びつくような法解釈の規範性を指摘していきたいと締めくくられました。

議論

○ ホームレスには憲法や生活保護法体系の中で、しかも居宅保護を原則として対応していく、上乘せとして自立支援法を考えたらい。

○ ホームレスへの対応の現状と理想にギャップがあり、行政にギャップを埋めさせなければならぬ。

○ 疑問に思いながらも仕事をしている現場のソーシャルワーカーだが、新

法や生活保護法についてもっと勉強していきたい。

○新法も成立した。ホームレスの選択肢の幅を広げよう。

○広島での街頭相談や仮住居提供の成果等の報告など。

生活保護を最大限活用し、医療保障・介護保障の改悪をどう

〜第3分科会 医療改悪、介護保障、障害者の自立と生活保護

医療制度改悪と生活保護の課題、一人暮らしを続けるための介護保障についての生活保護・介護扶助の特別基準の課題、そして障害者の自立・在宅生活と生活保護の課題について報告・検討が行われました。

(1) 医療保険改革と六ヶ月超入院の保険はずし

石川県保険医協会 工藤浩司

2002年10月から180日を越えて入院している患者の「入院基本料」部分については医療保険から外されることとなり、患者の負担となることになりました。その目的は診療報酬の包括化により、介護保険にいくしかない道を作ることだと言われています。従来医療の分野では必要な分はすべて保険でカバーすることが基本であり、医療の平等と保

険水準が下がらないようにするために保険と自費の混合医療は禁止されてきました。しかし今回の改正により社会保険の二階建てが生まれてしまったために、お金のない人は社会的退院を余儀なくされてしまうということです。この診療報酬の定額化から混合医療の解禁、さらに営利企業への医療の解禁という流れは介護の場における介護保険への流れと同様です。

(2) 一人暮らしを続けるための介護保障を求めて(介護扶助特別基準) 在宅介護支援センターつじ

ソーシャルワーカー 武田智美

報告は、一人暮らしを切望されている方の介護扶助の特別基準設定検討という事例をもとに行なわれ、介護保険の支給限度額を超過した場合は全額私費という介護保険の支給限度基準額超過を理由に必要な介護サービスを受けられないという問題を始めとする介護保険の制度自体に対する問題が指摘されました。また生活保護との関係でも受給者と非受給者との間でのずれが大きくなるという問題点が上げられ、それに対し生活保護の介護水準は本来の水準にし、介護保険の水準を上げるようにしていくべきという意見が出されました。

(3) 障害者の自立と生活保護

岸祐司

ご自身の経験からなぜ施設を出ようと思ったのか、そして生活保護申請に至るまでの様々な障壁についての報告が行われました。

岸さんは施設から退所し一人暮らしを始めましたが、なかなか生活保護を受給することが出来ず、平成8年4月1日に申請意思を示したにもかかわらず申請書を提出した平成9年3月24日からしか生活保護を受給することが出来なかったため、当初の申請日からの保護を求めて裁判を起こされました。

大阪地裁では勝訴しましたが、大阪市が控訴し、大阪高裁では敗訴、最高裁では上告棄却の判決が下り残念な結果になってしまいました。この最高裁で不当判決に終わってしまった訴訟を通じて、申請を諦めさせるような行政側の対応や、制度をよく知る人と、知らない人では受給について差があり不平等だという意見をおっしゃいました。また岸さんは入院中に生活保護の介護料がきられるということも起こったそうです。これに関して制度が在宅と施設入所で分けられていることが問題であるという意見が出されました。

(4) 質疑応答・議論

現在の社会保障は、様々な制限

付の介護保険をはじめとした社会保険制度に流れていく傾向にあることが懸念されるが、それをどうやって阻止するかについて話し合われました。この問題については、生活保護制度の重要性が指摘され、生活保護を利用して医療改悪を防ぐのがよいとされました。また同時に、医師など医療機関との連携の必要性とともに、医師の意識の低さについても話し合われました。そして生活保護の受給者と非受給者との間でずれが生じてきている問題について、生活保護は最低限度の生活を保障するセーフティネットの役割を果たすものであり介護保険、医療保険の水準を上げることと問題解決をすべきであるという大阪市立大の木下先生の言葉でまとめられました。

静岡行服勝利報告

静岡大学 笹沼弘志

本年9月9日に元野宿者Nさん(64歳)が静岡市福祉事務所長(処分庁)による処分の取消と変更を求めて行った行政不服審査請求に対して、審査庁静岡県知事は訴えを認める判決を行いました。判決の趣旨は静岡市福祉事務所はNさんが野宿をしており住居がなかったため、申請日からではなく、アパートに入居した日からしか保護を開始しなかったのは違法であり、申請日から支給せよということでした。

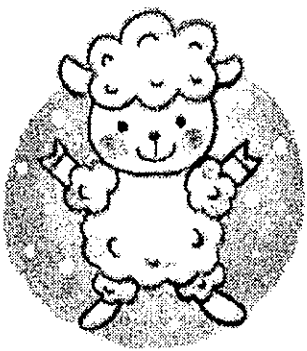
以下この間の経緯と判決の意義についてご説明させていただきます。

【事実経過】

職を失い、心臓病に苦しみながら、生活に困窮したNさんは、昨年未から静岡市内で野宿生活を強いられていた。

しかし、心臓病と手術の後遺症による足の腫れなどに耐えきれなくなり、Nさんは6月28日午前静岡市福祉事務所(生活福祉課)に生活保護を申請しようとした。Nさんは資産も収入もなく生活に困窮して野宿を強いられることになり、しかも病に苦しんでいることを訴え、申請の意思表示をしたが、職員は無情にもNさんを追い払った。

多争訟の到達



しかし、Nさんの生活保護申請の意思はかたく、支援者に付き添いを依頼して同日午後再度、申請を行った。

福祉事務所は住居を確保しないと保護ができないから住居を確保するようにNさんに命じたため、Nさんは2週間近くも野宿を強いられながら支援を受けてなんとかアパート契約にこぎ着けた。

福祉事務所はNさんの居宅を確保した「7月10日」からの保護開始を決定した。

9月9日、Nさんは、静岡市福祉事務所長が申請日から保護を開始しないのは野宿者を差別する違法な処分であると県に対して行政不服審査を請求した。

11月25日県知事は、Nさんの請求を認め、申請日から保護を開始するよう処分を変更する判決を行った。

【静岡市福祉事務所の違法な法運用】

静岡市福祉事務所は、従来「住居がない者には生活保護は行えない」と2000年7月21日以来一貫して野宿者（ホームレスの人々）を差別する違法な行政を行ってきた。しかも、当初は「住居がない者には生活保護も申請させない」という対応を行っていた。しかし、当事者の方たちによるねばり強い訴えに野宿状態であっても申請は受理するに至っている。ただ、現在でも野

宿者と見るやあの手この手で申請もさせずに追い払うやり方は抜本的に是正されていない。それはNさんが最初に福祉事務所に行ったときに申請もさせて貰えなかったことに現れている。

現在静岡市福祉事務所は、野宿者に対しては次のような差別的な法運用を行っている。

野宿状態でも生活保護申請は受理するが、自分で住居を確保しない限り保護を開始しない。保証人がいないため住居を確保できないかつ申請者は保護を却下されている。長年野宿を強いられていた高齢の女性が住居を確保できなかったため却下されたこともある（2000年1月17日、生保申請）。

自力で住居を確保したため保護を行うことを決定したとしても、申請日からはなく、「居宅を確保」した日からでないと保護を開始しない。

要するに、現在に至るまで住居もないほど困窮している野宿者に生活保護は与えないという立場を一貫してとり続けているということである。

その根拠として生活保護法30条の居宅保護の原則を上げている。

しかし、この規定は、生活保護受給者をすべて施設に収容して保護を行う収容主義を否定し

て、自分の住居で保護を受けられることを原則としたものであつて、憲法13条個人の尊重を前提とした規定である。したがって、住居がない者を保護しない理由にはならない。

【判決の意義】

判決は、住居がない者（ホームレスの人々、野宿者）に対しては保護は行わないという静岡市福祉事務所の差別的な法運用を違法であると判断した。これは従来野宿者を差別的に扱ってきた保護行政の在り方を根本から否定するものであつて、画期的な意義を有する。

東京や大阪、横浜など大都市部でも、野宿者に対しては65歳未満だと障害や病気がないと保護しないとといった差別的行政が行われているが、特に地方、全国の大部分の福祉事務所では住居がないと保護を行わないという一層差別的扱いが行われてきた。

国は、再三、ホームレスといえども一般の人と保護の要件は変わらない、と運用を是正するよう指導してきたが、静岡市を始め多くの地方では差別的運用を継続してきた。

このような全国的な野宿者に対する差別的行政を問い直す意義を本判決は有している。

さらに注目されるのは、本判決が「保護を要する可能性が高

いと認められる場合再度路上生活に戻すことはできないので、生活保護申請時にさかのぼって保護を状況に応じ医療機関や宿所提供施設：等においてなんらかの保護等援助を図る必要がある」と判断していることである。これは、生活保護法上、住居の確保を図る義務が保護実施機関にあることを認めたものである。これは、本年8月7日に公布・施行されたホームレス法の趣旨とも合致するものである。

最後の点は地方での生活保護支援の取り組みに大いに役にたつのではないかと思えます。これまで踏み込んで住居の確保義務を明言したものは今までないように思います。

静岡ニュースー11月22日
http://headlines.yahoo.co.jp/h1?a=20021129-00000007-mai-122

行政不服審査請求、ホームレス中の生活保護認める 県、静岡市に変更の判決 静岡
http://channel.goo.ne.jp/news/kyodo/shakai/20021128/20021128a4210.html

男性(64)が、ホームレス中の生活保護を認めなかった市の処分は違法として、処分の取り消しと変更を求めた行政不服審査請求で、県は28日までに、男

性的主張を認め、ホームレス中だった生活保護申請時にさかのぼって保護を開始するよう変更する判決を行った。静岡市は判決に従う方針。
ホームレス中だった男性は6月28日、市に生活保護を申請したが、住居がないことを理由に拒否された。ア
パートを契約した7月10日になって保護開始の決定を受けた。ホームレス中の12日間分の生活保護を受け取っていない。
判決では、「ホームレスも一般世帯と同様に扱うべきだ。住所がないなどの理由で保護を行わないと、平等の原則に反する」とした。
男性を支援する静岡大の笹沼弘志助教授(憲法専攻)によると、多くの地方でホームレスに対する同様の差別が行われているといい、「差別的な保護行政を根本から否定するもので、画期的な判決」と話す。
市福祉事務所は「今後は判決通り、住居の有無で生活保護の申請を差別しない」と話している。【小林慎】(毎日新聞)
「11月29日19時52分更新」

支給開始を遅らせたのは違法として、静岡市の元ホームレスの男性（64）が市に決定の取り消しを求めた行政不服審査請求で、静岡県は28日までに男性の主張を認めず、裁決を出した。市は裁決に従って申請時にさかのぼって支給する。厚生労働省は「生活保護を受けるための要件に住居の有無は含まれない。誤解している自治体が多く、静岡県の裁決は妥当だといえる」としている。裁決で県は、住居の有無は生活保護の要件にならないと指摘。その上で「申請時点で男性は利用し得る資産、能力などの見込みはなく、保護が必要だった」として、福祉事務所に申請日からの支給を命じた。

リバースモーゲージに異議あり！

裁判連事務局

「お年寄りに生活費融資 自宅担保に 月30万円まで 年明けにも厚労省」（11月14日付「京都新聞」）によれば、低所得の高齢者に対して、自宅担保に生活費を貸付け、死亡後に不動産を売って清算する「リバースモーゲージ」（逆担保）制度がいよいよ発足するという。生活福祉資金の一つとして制度化（長期生活支援資金）し、都道府県社会福祉協議会が事業主体となる。自治体などの反応は概ね

好意的であり制度導入に積極的なようである。しかし、この制度は、生活のもっとも基本的な基盤である居住用不動産を担保にすることや、これまで居住用資産の保有を認めてきた生活保護との関係で重大な問題をはらむものである。要綱案が入手できていないので正確な論評はできないが、これまで報道されている点などから明らかな問題点に限って指摘しておきたい。

1 返済するあてのない「借金」

この制度は、「融資」という体裁をとっているが、利用者は高齢者が大半であって返済するあてがあるわけではなく、居住用不動産を処分することによる返済が制度の前提となっている。したがって、「融資」というが、実態は資産の取り崩しによる生活費の捻出である。

先祖から譲り受けた土地や、財産や数十年かかって営々としてローンを払い続けてやっと自分のものになった居住用不動産を切り崩して、医療費や生活費の支払いに当てる制度となっており、融資額が担保価値を上回れば、清算によって丸裸となってしまう。

2 生活保護における問題点

居住用不動産保有の否定

保護申請時にこの制度が利用できる他施策（事実、生活保護の実施要領で活用すべき他法他施策として「生活福祉資金」が上げられている）となり、不動産保有者については居住用に使用していてもこの制度を利用するように窓口で「指導」されかねない。同時に、現在自家に居住しながら保護受給している世帯が、この資金を借りるように「指導」され、保護廃止などに追い込まれないか（月30万円借りることができれば保護廃止は充分可能となる）。

居住用不動産については、家屋について、新法制定時から「その家屋が普通以下のものであって、世帯員の数も多く、適当な移転先もない場合であれば保護を受けられる」（小山「生活保護法の解釈と運用」124頁）とされ、当時においても「保護世帯497,840中、実に182,741世帯（36.7%）が自家に居住している」（同「146頁）とされていた。そして、現在の保護の実施要領においても、居住の用に供している家屋及びそれに付属した土地についての保有を認めていることは周知のとおりである。（「生活保護手帳」02年版134頁）。生活保護制度においては、居住用家屋や土地の保有は制度発足時から基本的な原則なのである。

しかし、リバースモーゲージ導入によって、實際上居住用不動産の保有が否定されることになり、現行生活保護運用の大幅な後退とならないか、おおいに危惧を覚えるものである。

3 導入の背景と批判

もともと、この制度導入の背景には、不動産を保有している被保護者に対して、資産をもちながら保護を受けることへの批判や生前何ら扶養援助しなかつた子どもが親が亡くなつたら途端に相続をす

るのはいかかなものかという批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋木俊昭「日本の経済格差」145頁、相続は生活基盤の継承という機能がある。このようなものまで貸付の担保に取るということは、市民個々にとっては資産の縮小を意味し、生活基盤の脆弱化を生むことは明らかである。

生活保護によってどこまで資産の保有を認めるかは、ナショナルミニマムとしての資産容認の意義がある。リバースモーゲージ導入によって、實際上居住用不動産の保有が否定されることになれば、ナショナルミニマムの後退をもたらすことは明らかだろう。「持ち家

政策」が長らく政府の政策となつてきたが、何らかの事故（それも高齢者にとつては普遍的に起こるのである）病気や生活費の問題）となればそれさえも保持できないのだろうか。そのような生活上の必要なストックの保持を認める社会保障政策でなければならぬのではないだろうか。それ

は、その「安心」であつて、持ち家や不動産を取り崩して生活費に当てるような制度が「安心」といえるのだろうか。

4 その他の問題点

また、この制度を導入すれば、貸付機関（社会福祉協議会）にとつても物件の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付きが増大しないか、という懸念がある。

5 今後の課題

以上のように、この制度には危惧すべき重大な問題点があると考える。少なくとも、現在の生活保護制度が認めている資産容認の水準が後退しないような解釈や運用が求められるといえる。

